

○旭川工業高等専門学校寄宿舎内規

(昭和42. 5. 17 達第2号)

| | | | | |
|----|-------------|-------|--------------|-------|
| 改正 | 昭和43. 4. 25 | 達第19号 | 昭和43. 5. 18 | 達第20号 |
| | 昭和44. 5. 27 | 達第4号 | 昭和47. 12. 25 | 達第17号 |
| | 昭和48. 7. 1 | 達第4号 | 昭和49. 6. 20 | 達第8号 |
| | 昭和53. 12. 6 | 達第4号 | 平成11. 4. 1 | 達第12号 |
| | 平成15. 1. 14 | 達第9号 | 平成23. 11. 14 | 達第17号 |

旭川工業高等専門学校寄宿舎内規

旭川工業高等専門学校寄宿舎内規（昭和37年制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 旭川工業高等専門学校寄宿舎（以下「寮」という。）の管理を適正，かつ円滑化するため，この内規を定める。

（遵守時間）

第2条 寮生活において，守らなければならない時間は，次の各号のとおりとする。

(1) 起床 7：00

(2) 食事 朝 7：40～ 8：20（ただし，休業日は7：40～8：40）
昼 12：20～13：00
夜 17：30～19：30

(3) 学習 21：00以降は，全員学習体制に入る。

(4) 入浴 17：15～21：15（日曜日はシャワーのみとする。）

(5) 門限 22：00

(6) 消灯 24：00（ただし，定期試験1週間前から試験終了前日までの期間を除く。）

（遵守事項）

第3条 入寮した者（以下「寮生」という。）は，次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

(1) 寮内外の清潔整頓に留意するとともに，常に清潔なる衣服を着用すること。

(2) 常に健康に注意すること。

(3) 火災，盗難に注意すること。

(4) 来訪者があったときは，学生課寮務係に届けること。

(5) 寮には，寮生以外の者を仮泊させてはならない。やむを得ない場合は，寮務主事にこの旨を届け出て，その許可を受けること。

(6) 病気又は負傷のため静養を必要とするときは，直ちに寮務主事に届け出て，その指示を受けること。

（禁止事項）

第4条 次の各号に定める事項は，厳重に禁止する。

(1) 飲酒，喫煙

(2) けんか，口論その他の暴力行為

(3) 器物の破損，棄却，無断持ち出し

(4) 寮内へのヒーター，コンロ，アイロンなど火器の持ち込み

(5) 金品の貸借

- (6) とばく行為
- (7) みだりに高声，騒音を発すること。
- (8) すい眠を妨げる行為
(外出及び外泊)

第5条 外出しようとする者は，次の各号の要領によらなければならない。

- (1) 外出時間は22時までとする。
- (2) 門限以降に帰寮しようとする者は，所定の外出届を寮務主事に提出すること。
- (3) 外泊しようとする者は，所定の外泊届を寮務主事に提出すること。
- (4) 外出又は外泊中，病気や事故等により，帰寮の日時に遅れるときは，学生課寮務係又は当直者に連絡し，帰寮時に診断書又は詳細な事由書を寮務主事に届け出ること。
(帰省)

第6条 旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定。以下「学則」という。）第5条に定められた長期休業（春期，夏期，冬期及び学年末休業）中は，寮生を帰省させる。ただし，やむを得ない事情のあるときは，特に残寮させることがある。
(経費等)

第7条 旭川工業高等専門学校寄宿舎規程（昭和37年制定）第9条に定める寮費は，材料費・人件費・光熱水費・燃料費・雑費とし，それぞれの額は別に定める。

第8条 学則に定められた長期休業により，在寮期間が1月に満たないこととなる場合には，材料費のみ日割計算で徴収する。

第9条 前条以外の事由により欠食した場合は，材料費は返還しない。

2 前項の場合において，連続して2日以上欠食し，欠食届を欠食する日の4日前までに学生課寮務係に提出した場合は，当該材料費は寮生全体のための使用に供するものとする。

第10条 寮生が，月の中途に退寮する場合は，退寮日の翌日からその月末までの日数について，材料費のみ日割り計算により返還する。

(防災及び災害発生時の留意事項)

第11条 防災及び災害発生時の避難等についての要領は，別にこれを定める。

(違反者に対する措置)

第12条 この内規に違反し，反省の見込みのない者は退寮させる。

附 則

この内規は，昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43.4.25 達第19号）

この内規は，昭和43年4月25日から施行し，昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和43.5.18 達第20号）

この内規は，昭和43年5月18日から施行する。

附 則（昭和44.5.27 達第4号）

この内規は，昭和44年5月27日から施行し，昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和47.12.25 達第17号）

この内規は，昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和48.7.1 達第4号）

この内規は，昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和49.6.20 達第8号）

この内規は，昭和49年6月20日から施行し，昭和49年4月11日から適用する。
ただし，第7条，第8条及び第10条の規定については，昭和49年4月1日から適用す

る。

附 則（昭和 53. 12. 6 達第 4 号）

この規則は、昭和 53 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（平成 11. 4. 1 達第 12 号）

この内規は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15. 1. 14 達第 9 号）

この内規は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（平成 19. 2. 13 達第 22 号）

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23. 11. 14 達第 17 号）

この内規は、平成 23 年 11 月 14 日から施行する。